佐賀県告示第 404 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成30年10月16日から平成30年11月15日 まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 10 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字東尾字畑田 1158番 4地先から 三養基郡みやき町大字中津隈字中津隈 5903番4地先まで	平成 30. 10. 18